

公正証書遺言 10年で1.5倍

遺産相続先 明示の動き

二〇一七年に全国の公正証書遺言の件数が十一万九千九百九十九件に上り、〇七年の一・五倍に増えたことが分かった。家庭裁判所が記載内容を確認した一七年の「自筆証書遺言」の件数も一・三倍に増加した。「終活」への関心の高まりや自分の死

後のトラブルを避けるため、遺産の相続先などを書き残す人が増えているとみられる。＝連載「メモント・モリ」第4部⑨面

日本公正証書連合会(東京)によると、一七年に作成された公正証書遺言は前々年の十一万七千七百七十八件に次ぎ、統計を取り始めた一九八九年以降で二番目に多い。八九年当初は年間四万件ほどだったが、一四年に

初めて十万件を超え、以後は高水準で推移している。全国の家裁による一七年の自筆証書遺言の検認件数は、最高裁の速報値で二万七千三百九十四件。〇七年は一万三千三百九十九件だった。一件当たり数万円かかる公正証書遺言に対し、紙と筆記具があれば無料で作れるため、作成者が年々増えて一九八五年以降で最多になった。

ただ、民法は自筆証書遺言について全文を本人が自筆するよう定めており、要

件を満たさなければ内容が無効になる。病床の高齢者への負担などから「厳しすぎる」との指摘があり、政府は相続財産の目録に限ってパソコンでの印字を認める改正法案を開会中の国会に提出している。

厚生労働省の推計では、

一七年の年間死者数は前年を約三万六千人上回る百二十四万四千人になる見込み。日本公正証書連合会の大野重国理事長(会)は「財産を有効活用し、次世代に確実に引き継ぐ制度が、今後ますます必要になる」と指摘している。



発行所 中日新聞社
名古屋市中区三の丸一丁目6番1号
〒460-8511 電話 052(201)8811

**遺言書
セミナー
9月開催
決定!**



メント・モリ

第4部「自分を遺す」

「この署名は誰が書きましたか」。裁判官に質問され、浜松市南区の馬淵咲代さん(60)は答えた。「主人です」。署名した場所は「病室で」と説明したが、立ち会った弁護士の大石康智さん(60)は「これはまずい」と感じていた。

二〇一六年一月二十九日、咲代さんは静岡家裁浜松支部で夫省三さんの遺言の検認を受けた。裁判官が開けた封筒の中には白い紙が一枚。パソコンで「全ての財産を妻馬淵咲代に相続させます」と印字され、省三さんの自筆の署名があった。

がんを患っていた省三さんは一五年六月、六十七歳で亡くなった。遺言を書いたのは、息を引き取る七カ月前。がんは脊髄に転移して立つこともままならず、省三さんの代わりに親族が書いた。体が弱り、文字を書くことさえつらそうだった省三さんは「ここに名前を書けばいいんか」と言い、震える右手で署名した。

その遺言を裁判官が開封したとき、大石さんは「無効だ」と気が付いた。ただ、咲代さんがショックで倒れるのではないかと思うと言い出せず、数日後、浜松市内の事務所で「この遺言は、法的効力に問題があります」と伝えた。

遺志を書き残す「自筆証書遺言」

壁ぬめ思言遺筆自

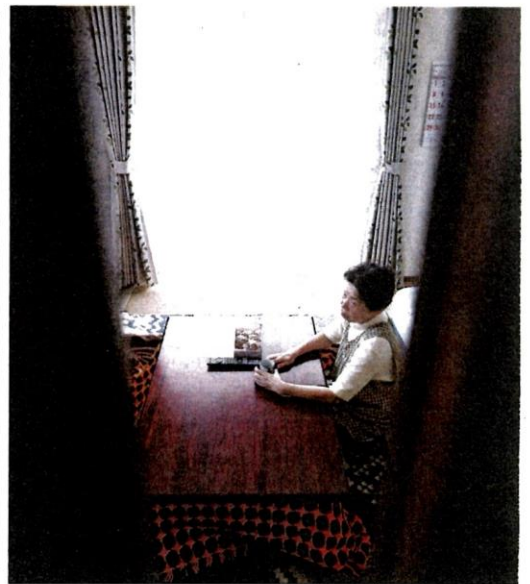
③ 無効

言。民法は全文と日付、氏名のすべてを本人が手書きし、押印しなければならぬと定めている。政府は今年三月、財産目録のパソコンでの印字を認める改正法案を国会に提出したが、遺言そのものは自筆でなければならず、要件を一つでも欠けば無効になるのは現行法と変わらない。

公正証書を含めた遺言全体の増加に伴い、本人の意思能力が問われるケースも増えた。認知症だった父親の遺言を巡って係争中の東京都内の女性(38)は「症状が現れる前に書いてもらってれば、争いになることはなかった」。遺産の分割に関する全国の調停件数は、一七年の速報値で一万四千四十四件。十

年前の一万三千七十七件から四割近く増えている。

省三さんは、十人きょうだいの三男だった。子どもはなく、夫婦のどちらかが先に死んだら、財産は遺された側のものにする決めていた。遺言の作成を公証人に頼もうとしたこともある。ただ、二人で十万円ほどかかるのと聞かされて、やめた。



夫の遺言が無効と分かり相続に苦勞した馬淵咲代さんは、自分の意思をどう遺すかを考え始めている。浜松市南区で

う手続きを迫られた。めいはい米国にいた。疎遠になってきているきようだもいた。弁護士の手を借りて全員が同意してくれたが、手続きが終わったのは一七年一月。省三さんが亡くなってから一年半が過ぎていた。

咲代さんは今、省三さんが遺した家に一人で暮らしている。がんが分かった後に建て替えたため、省三さんの最後の生きがかった家。日当たりの良さにこだわった和室で、省三さんは咲代さんにとられた。

夫婦の相続を省三さんと話し始めたのは五十歳を過ぎたころ。咲代さんは今月五日に誕生日を迎え、省三さんが亡くなった年齢を上回った。終活を意識する年になったが、遺言の無効で経験した苦勞を他の人にはさせたくない。誰に何をどう受け継いでもらうのか、自分の意思をはっきり遺す手段を考え始めている。

〒440-0083

愛知県豊橋市下地町横山45番地の1

TEL : 0532-53-5333 FAX : 0532-53-5118



税理士法人 大平経営会計事務所